

## 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)について

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、ひとり親の低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行うため、18歳以下(高校3年生まで)の児童のいる方を対象に、子育て世帯生活支援特別給付金を支給します。

※ひとり親以外の低所得の子育て世帯につきましては、支給時期等詳細が決まり次第、改めてお知らせします。

下記の支給要件を満たしている方が対象となります。該当すると思われる方はこども課または各支所で申請手続き(児童扶養手当受給者は申請不要)を行ってください。申請に必要な書類は市ホームページでダウンロードまたは窓口備え付けをご利用ください。個人へのお知らせは特に行いませんのでご注意ください。

提出された申請書の内容を審査し、後日結果を通知し、該当者へ給付金を支給します。

「児童扶養手当受給者」について	
支給要件	令和3年4月分の児童扶養手当を受給している方(養育者含む)
支給額	対象児童1人につき50,000円
支給時期	令和3年5月予定 ※支給対象者には通知書等を送付します
申請	申請不要。児童扶養手当の登録金融機関口座に支給。

「年金受給者」について	
支給要件	公的年金給付等を受けていることにより、令和3年4月分の児童扶養手当が支給停止(不支給)となり、平成31年1月から令和元年12月までの収入等が基準額未満の方(※申立書に給与収入、年金収入、扶養人数等を記入のうえ、年間収入額が収入基準額を下回っている場合に該当)
支給額	対象児童1人につき50,000円
支給時期	申請受付後に審査のうえ、令和3年6月以降順次支給
申請	申請要。以下提出書類。 ・申請書(公的年金給付等受給者用) ・簡易な収入額(または所得額)の申立書(公的年金給付等受給者用) ・添付書類(本人確認書類の写し、口座を確認できる書類の写し、戸籍謄本、収入額等が分かる書類等)
申請期限	令和3年5月17日(月)から令和4年2月28日(月)まで

「家計急変者」について	
支給要件	令和3年4月分の児童扶養手当の全部停止の方で、新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変し、1年間の収入見込額(令和2年2月以降の任意の月の収入等(1か月)の12か月分で計算)が基準額未満の方(※申立書に給与収入、年金収入、扶養人数等を記入のうえ、年間収入見込額が収入基準額を下回っている場合に該当)
支給額	対象児童1人につき50,000円
支給時期	申請受付後に審査のうえ、令和3年6月以降順次支給
申請	申請要。以下提出書類。 ・申請書(家計急変者用) ・簡易な収入見込額(または所得見込額)の申立書(家計急変者用) ・添付書類(本人確認書類の写し、口座を確認できる書類の写し、戸籍謄本、収入額等が分かる書類等)
申請期限	令和3年5月17日(月)から令和4年2月28日(月)まで

※各給付金は1回限りの支給となります。

※給付金は期限までに申請いただき審査の上で対象となった方に支給となります(※申請いただいても該当とならない場合もありますのでご注意ください)。

※「年金受給者」「家計急変者」の申請時に必要な書類で、不明な点がある場合には、こども課までご相談ください。

**問** 本庁 こども課こどもG ☎52-1111 内線137

山支 総合窓口・地域振興G ☎57-2121 美支 総合窓口・地域振興G ☎58-2111

緒支 総合窓口・地域振興G ☎56-2111 御支 総合窓口・地域振興G ☎55-2111